

質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	市長 (経営企画部秘書広報課、総務部職員課、健康福祉部市民健康課)

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 件名

韓国安東市訪問に際する危機管理等

### 2 質問の要旨

- 1 秘書広報課として議員が副議長はじめ、韓国に10月2日から訪問することについて議会事務局から連絡は入っているか。把握する必要性、理由は何か。
- 2 議員、議会事務局長、市長、秘書広報課長の訪問にあたって、地方公共団体の機関たる鎌倉市として対応した事務全ては何か。
- 3 市長と秘書広報課長が市長部局として訪問するが、緊急時は市長に直接連絡するのか、秘書広報課長を通じて連絡するか。
- 4 原則、秘書広報課長は市長と行動を同一にしなくてはならないか。自由か。
- 5 韓国訪問の往路や滞在中に死亡怪我等事故が発生した場合には、秘書広報課長、議会事務局長には、公務災害が適応されるか。職員課の見解は如何か。
- 6 公務災害が適応されない場合、秘書広報課長自身、議会事務局長自身は、きちんとその認識にあるのか。訴訟リスク軽減の為、確認頂きたい。（茅ヶ崎市副市長の例もあるため）
- 7 市の把握する訪問者リストには、吉岡副議長はいるか。
- 8 子供たちに期限切れワクチン接種、多大なる白紙請求書問題は市長として、任期中のものは責任があると考えるが、如何か。

### 3 答弁

- 1 議員の訪問については、事前に口頭での連絡を受けています。これは、市長と市議会議員が同時に訪問するものであることから、情報として事前に連絡を受けたものです。
- 2 安東市からの「安東の日」イベントへの招待状受付、市長の予定確認、庁内システムへの予定入力を行いました。
- 3 緊急時の対応については、その内容によって、市長及び秘書広報課長、それぞれに対して緊急連絡することができる体制をとっています。

- 4 公務中ではない場合には、市長と行動を同一にする必要はありません。
- 5 秘書広報課長及び議会事務局長の韓国訪問については、公務の出張ではないことから、その過程において死亡怪我等の事項が発生した場合は、公務災害は適用されません。
- 6 前項のとおりに認識していたことを確認しました。
- 7 「訪問者リスト」は把握しておりませんが、吉岡副議長が訪問する予定であることにについては承知しています。
- 8 行政の事務執行に係る責任の所在については、市長にあります。

この度の子ども達への有効期限切れワクチンの使用、また、白紙請求書の使用については、あってはならないこととして、重く受け止めており、今後、再発防止に向けて取り組んでまいります。